

徳川時代後期家族法関係史料(八)

— 石井良助文庫所蔵離縁状・離婚関係文書ならびに高木所蔵離縁状 —

高木 侃

解 題

一 最近、本学図書館の依頼で、その所蔵になる「石井良助文庫」の紹介をすることになった。¹⁾すなわち、石井文庫とは、元本学教授で、図書館長も勤められた石井良助先生(一九〇七〜九三)の所蔵された文書と図書を一九八〇年から数次にわたって本学が受け入れ、文庫としたものである。文庫の中心をなすものは、四〇点余の中世文書を含む四八三一点を数える文書である。多くは近世の村方文書で、相模・武蔵・常陸国など関東地方をはじめ、出羽国から播磨国にいたる全国各地に及ぶ。すでに一九九六年十一月『石井良助文庫目録—文書編—』が作成され、活用がなされているようであるが、一部は石井先生が整理された状態(一村の文書を一緒にして括る)で、利用に不便をきた

すものもある。図書は一二四二点(洋装本が主であるが和本も含む)に及び、現在は法科大学院分館に架蔵されている。

右以外の石井先生の所蔵文書等は、石井コレクションとして江戸東京博物館の所蔵になった。総数量は一三九九一件(文書類一〇九〇一・典籍三〇一〇)にのぼる。閲覧はマイクロフィルムで行うことが原則で、その仮目録は五冊まで刊行されている。石井文庫と合わせて、わが国有数の法制史料の一つである石井先生の蒐集資料の全容が明らかになる。

ところで、筆者は、かつて石井文庫の文書を実見し、そのなかの隠居・躰養子関係証文を本誌に翻刻した。²⁾その折、離縁状二通と若干の離縁関係文書が存在することはわかっていたので、筆者所蔵の離縁状とあわせて、副題の通り、

資料紹介をなすものである。

二 さて、これまでに筆者が収集した離縁状は活字によるもの、写真・複写したものを含めて一〇〇〇通を超えた(一〇〇〇通を超えたところから現在どれだけの数を収集したかの統計的整理をしていないが、不日行うつもりである)。筆者は、当初離縁状を収集する意思はまったくなかったが、離縁状に関する著書を出版しており、講演の機会には離縁状原本を持参して話をすると理解の助けにもなり、離縁状を求めて収集の調査に出かけたときの経費が想像以上にかかることから、古書店から離縁状が出品されれば、落札・購入することになっている。大きな古書展にでかけて高額な値段で落札した思い出深いものもある⁴。

それらのうち、未刊のもの三八点については、すでに翻刻したが、ここではその後収集した離縁状を翻刻・紹介するものである。ここに紹介する離縁状は一通を除いて、すべて古書店や古物取扱人から購入したものである。この場合、村名が明記されていれば離縁状が授受された地域が特定できるが、村名のないものの多くが史料の出拠不明なのが難点である。

史料15の「明治三年正月 清兵衛―お寿暇状」は、学会等でご教示に与っている牧英正先生から二〇〇一年九月にご恵与いただいたもので、唯一購入したものでない。表題に「暇」とあるので、先生のご住居である京都を中心とす

る関西地方で用いられたものであろう。この暇状は牧先生も指摘されておられるように、夫が妻に心配を掛けて申し分けないと謝罪しており、しかも妻を「其元様御身」と敬語を用いていることに特徴がある。また、これからは「改心仕り」、「此義二付、御難題杯申間敷」とある。心配をかけた「此義」がどのような内容か不明であるが、今後は改心して難題などを申すことのないと約束したものである。なお、表題の通り、時期的には主として徳川時代後期のものであるが、明治前期のものも含み、また夫婦(男女)離婚関係とうたいつつも、親子関係解消のものも一、二含まれている。

三 ここに採録した離縁状について若干の解説を加える。史料8は羽前国のものであるが、再婚許可文言に「何方より」とあるから、夫英司が智養子であったことは明白であるが、わざわざ「我等智養子ニ参り」と夫が智養子であることを明記している。さらに「暇之儀申参り」と離婚が妻の方から請求され、しかも夫は「任其意」、つまり妻の意思を受け入れて離縁したのである。なお、「いつ方より」とある史料23も智養子の事例で、智養子はこの二例だけである。史料10では「媒共立入」と媒酌人が介入し、「双方示談」の結果、離縁になるが、離婚する妻に対して「年限相立」てば、再婚を許す旨の記載がある。妻は何らかの有責(落度)から、制裁的待婚期間を余儀なくされたもので

あろう。

史料11の暇状には管見の限り初めて見出した事柄が二つある。まず、備中国のものとしては初出であること、他は離婚理由が「拙者氣質二不相叶」で、そのなかで特異な「氣質」の文言も初めてであり、他の表現も書式に見られず、博識な富農層の手になるものと推測される。年号がなく干支しか書かれていないものは徳川時代のものと思われるが、史料24には持参した荷物を残らず差し送ると明記され、持参財産返還の原則」が貫徹している。また史料26には「刀一腰」が離婚の証として渡されているが、これが妻の持参荷物か否かは判然としない。また夫の花押があるが、かなり粗悪な木製の花押型を用いている。かれも富裕な農民と考えられよう。史料25は差出人が三名であるが、作左衛門が夫であると推測されるが、ほかの二名は離縁に介入した媒酌人か親類・五人組などの関係者であろう。

ここには明治期の離縁状もいくつか採録した。この時期には離婚は届出にもとづき戸籍の変動によつて成立することになっていたが、なお当事者間における離縁状授受の慣行が残存したことを証するものである。明治期には離婚も契約の一種と観念され、史料19では、通常の契約書と同様に証券界紙が用いられ、また史料23では、五厘の証券印紙が貼られている。

本稿でもっとも興味深い離縁状は史料21・22・23である。

まず、筆者の収集では、これまで丹波国の離縁状はなく、初出である。つぎに三通とも夫妻両名を同列に書き、22・23ではその間に「斬・離斬」の文字が書かれ、斬の傍の縦棒が氏名の長さいっばいに引かれている。これは本来夫婦両名の間をハサミ・剃刀等で切ったものを省略した形ではないかと思う。本当に夫妻両名の間を切った美濃国に行われた縁切り俗信を紹介したことがあるが、これも同じ趣旨である。この三通はいずれも室田ふでに関する離縁状である。ふでは明治二十年旧暦の十月、吉田勇右衛門との関係を「都合ニヨリ」解消するが、近年より勇右衛門の「忍妻」であったという。忍妻とは妾のことであろう。21によれば、ふではその後指田友二郎の「隠妻（これも妾である）」になった。しかし、友二郎はふでとの関係解消を決意し、一旦は同年十二月二十四日に離別状をしたためるが、ほぼ十日後の翌二十一年一月四日に朱肉で捺印した正式な離縁状が作成されて別れることになった。「拙者掛合相成候」の文言に妾であったことが読み取れ、「死去迄差構え無之」と大仰な表現を用いて、ふでの父と思われる兵太郎にあてて差し出したものである。

ところで、離縁状の全体をみたとき、離婚理由としては、「事由なし」が四通ともっとも多く、妾の「都合により」と「不縁ニ付」が各三通、「勝手」・「不叶存寄」・「不熟ニ付」・「夫婦薄縁ニ付」・「示談」が各二通となっている。史

料28雛形の「腰折二付」の意味はわからないが、甲斐地方の独特な用語なのかもしれない。後学に待ちたい。

離縁状の行数はちようど七三パーセントが三行半で、一〇〇〇通で調査したときの三行半の割合七三・五パーセントに酷似している。また、その表題としては「離縁状之事」が七通ともっとも多く、ついで「離縁一札之事」で、これも一般的な傾向と同じである。

四 離縁関係文書では、離縁証文とはなっているが、史料31・32は親子関係の解消に関する文書である。史料29は結婚生活五年余、相続人である夫伊右衛門を他家に養子に出し、その妻は離縁するというもので（もともと夫は大坂に出かけるにあたって、離縁の意思のない旨を伝えているが）、妻の兄が妹の親子が難儀しないように求めた訴状である。史料30は智養子の離縁状返り一札であり、どこから智養子を迎えても構わないことが明記されている。

史料33・34は執心切れに関するものである。未婚の男女、石松とすては二人の間で夫婦約束をしたものの、すての父がそれを許さず、なお執心捨てがたい石松が婚姻を求めたのに対して、すての父が訴訟に及んだもので、その後示談が成立する。その結果、石松からは「すて儀、何方え縁組致し候共決して差障り申間敷旨」の執心切れを娘の父・多左衛門へ差し入れ、それに対して、「すてよりも石松方え以来執心決して相掛間敷」き一札を差し出したという。未婚の

男女による「執心切れ一札」の交換である。これは女方からの夫婦約定解消ということで、「離婚請求者支払い義務の原則」に則り、三両の慰謝料が出された。そのときの受取書が史料34である。同じく馴れ合って夫婦約定した事例が史料35で、娘すてと吉之丞は一旦破縁になるが、吉之丞より再縁を懇願され、やむなく夫婦になっていたが、またまた吉之丞はほかの娘と馴合って夫婦約束をして、逃げてしまう。立入人があって、破縁になったものである。史料36は相続人（養子か智養子）を離縁になり、持参金二五両の返却と見継金五〇両渡された。後者は離婚後の生活扶助料であるが、離縁の慰謝料も含まれたものであろう。

注

(1) 『専修大学図書館だより』第六三号、二〇〇七年一月、表紙および三頁。

(2) 拙稿「資料」隠居・智養子関係証文―石井良助文庫および高木所蔵文書―（『専修法学論集』第八七号、二〇〇三年三月）二〇五―二二五頁。

(3) 拙著「三くだり半―江戸の離婚と女性たち―」（平凡社選書、一九八七年三月）、後に『増補 三くだり半―江戸の離婚と女性たち―』（平凡社ライブラリー、一九九九年七月）、『三くだり半と縁切寺―江戸の離婚を読みなおす―』（講談社現代新書、一九九二年三月）および『泣いて笑って三くだり半―女と男の縁切り作法―（教育出版、二〇〇一年四月）。

- (4) 拙稿「わたしの〈三くだり半〉」(講談社『本』一九九一年八月号)一六〇―一九頁。
- (5) 拙稿『資料』三くだり半―俳山亭文庫旧蔵・高木所蔵未刊史料―『関東短期大学紀要』第三九集、一九九四年十二月)九〇―二二頁。
- (6) 先生には、夫が謝りながら書いた離縁状があるので、筆者が謹呈した『泣いて笑って三くだり半』の返礼としていただいたもので、文字通り「海老鯛」であるが、ここに特記して牧先生に深甚なる感謝の意を表したい。
- (7) 前注(3)拙著『増補 三くだり半』十五「賀養子の離縁状」参照。
- (8) 拙稿「江戸時代庶民離婚における夫婦財産」(『創価法學』一九卷三・四号、一九九〇年三月)三五―五八頁、後に『婚姻と家族・親族 日本家族史論集8』(吉川弘文館、二〇〇二年十二月、三一〇―三三四頁に所収)参照。
- (9) 前注(3)拙著『増補 三くだり半』十七「明治時代の離縁状」参照。
- (10) 前注(3)拙著『増補 三くだり半』二九四―二九六頁および『泣いて笑って三くだり半』一三〇―一三八頁。
- (11) 前注(3)拙著『増補 三くだり半』十六「妾の離縁状」参照。
- (12) 前注(3)拙著『増補 三くだり半』十八「執心切れ一札」参照。
- (13) 前注(8)拙稿「江戸時代庶民離婚における夫婦財

産」参照。

- (14) 史料の引用方法は、拙著「縁切寺満徳寺の研究」(成文堂、一九九〇年十二月)凡例によった。史料の末尾(一)内に離縁状のサイズをタテ・ヨコの順に、出拠地域の判明するものは(一)内に示し、特記事項は(一)内に記した。

史料目次

I 離縁状

- 1 嘉永六年三月 仁兵衛―ひて離縁状
- 2 安政七年二月 元蔵―しま離縁状 (以上石井良助文庫)
- 3 天明八年二月三日 本間弥藤次―千代離縁状
- 4 天保九年三月 与一兵衛―きよ離縁状
- 5 天保十年三月八日 佐兵衛―すみ離別状
- 6 天保十三年四月八日 庄右衛門―まつ離縁状
- 7 天保十四年二月 吉右衛門―なみ離別状
- 8 弘化二年四月幾日 賀英司―ちよ離縁手形
- 9 弘化二年十二月 太右衛門―なか離縁状
- 10 嘉永五年八月 重次郎―その再婚禁止期間つき離縁状
- 11 安政二年四月 善五郎―千代暇状
- 12 慶応元年十月 喜太郎―みと離別状

- 13 慶応二年六月二十七日 作次郎—とみ 離縁状
 14 慶応三年二月 常次郎—何 離縁状下案
 15 明治三年正月 清兵衛—お寿 暇状
 16 明治七年 磯吉—たつ 離別状
 17 明治九年五月 豊吉—はつ 離縁状
 18 明治十三年五月三十一日 寺内弥之吉—こう 離縁状
 19 明治十四年五月五日 甚助—まさ 離縁状
 20 明治二十年旧十月 吉田勇右衛門—室田ふで 忍妻離別状
 21 明治二十年十二月二十四日 指田友二郎—室田ふで 隠妻離別状
 22 明治二十一年一月四日 指田友治郎—室田ふで 離別状
 23 明治二十年十二月八日 智神田金三郎—根岸みな 離別証 (印紙貼付)
 24 子五月六日 文之丞—かね 離縁状
 25 午四月 差出人三人の離縁状
 26 申二月 道良—おふゆ 手問状
 27 閏二月十八日 文次郎—まつ 離縁状
 28 年月日不詳 「腰折二付」の離縁状下案 (以上高木所蔵)

II 離縁関係文書

- 29 享保十六年五月 夫婦差纏れにつき妻方訴状
 30 文化三年二月 智養子離縁返り一札 (承諾書)

- 31 文政四年十一月十日 離縁証文 (親子関係解消)
 32 文政五年四月 離縁引取り女子養女証文
 33 文政十三年七月十五日 男女執心切れにつき示談証文
 34 文政十三年七月 右一件内済縁切り金請取書
 35 天保二年三月 縁切破縁一札
 36 元治元年三月 相続人離縁につき持参金返却ならびに見継金受取覚 (以上石井良助文庫)

史料

1 嘉永六年三月 仁兵衛—ひて 離縁状

離縁状之事

一其方儀、夫婦之縁薄く、此度及離別候、然ル上は何方え縁附候共、此方ニおゐて一切差構無之候、依て如件
 嘉永六丑年三月 仁兵衛印

ひてえ

(二四・五×二三・〇)

〔相模国鎌倉郡渡内村文書〕

2 安政七年二月 元藏—しま離縁状

離縁一札之事

一方 勝手ニ付、離別

いたし候間、然上何方へ

縁付候共、差構無御座候、

仍て如件 引田村

安政七申二月

元

藏(爪印)

し ま殿

(二四・三×三四・二)

〔相模国高座郡橋本村・相原村文書〕

3 天明八年二月三日 本間弥藤次—千代離縁状

一札之事

一千代事、不縁候ニ付、此度暇差遣申候、

此已後何方え被成縁付候共、拙者

方にて相構候儀無御座候、仍て離縁状

如件

天明八申年二月三日

本間 弥藤次(印)

本楯村

善次 郎殿

(三一・八×二五・四)

〔本楯村は出羽国村山郡〕

4 天保九年三月 与一兵衛—きよ離縁状

離縁状之事

一此きよと申もの、離別

いたし候ニ付、何方え縁付

候とも差構無御座候、

為念離縁状仍如件

天保九年

山梨郡成沢村

戊三月日

与一兵衛(印)

小佐手村

善十 良殿

(二六・二×三二・八)

〔小佐手村も甲斐国山梨郡内〕

5 天保十年三月八日 佐兵衛—すみ離別状

離別之事

一其元義、夫婦之縁薄候ニ付、

此度離別致候、然ル上ハ何方へ

縁談取組候とも聊申分無之、

勝手次第縁組可致候、為念之

離別状依て如件

天保十己亥年

三月八日

す

佐兵衛印

みとの

(二三・一×二五・二)

6 天保十三年四月八日 庄右衛門—まつ(瓜印)の離縁状

離縁状之事

一此まつ(瓜印)の儀、無拋儀ニ付、離縁
いたし候、然上は何方え縁付
候とも申分無御座候、依之
離縁状如件

小松村

天保十三年四月八日

庄右衛門(瓜印)

まつ(瓜印)のどの

(二五・五×二七・〇)

7 天保十四年二月 吉右衛門—なみ離別状

離別状一札之事

一貴殿娘なみ儀、拙者嫁ニ
貫請申候処、宿縁薄く致

離別候上は、以来何方え縁付
候共構無御座候、為後日離縁
状一札仍て如件

有馬満丸領分

下加園村

天保十四卯年二月

吉右衛門

上奈良村(藤印)

惣兵衛殿

(二七・八×二三・三)

[両村とも下野国都賀郡内]

8 弘化二年四月幾日 聶英司—ちよ離縁手形

離縁手形事

我等聶養子ニ参り候所、此度
暇之儀申参り候ニ付、任其意離縁
仕候、以来何方より縁組候共、我等一切
構無之候、以上

弘化二年

荒町村

四月幾日

英

立合

司印

吉

六印

同

九郎兵衛印

貫見村

ち よしの

離縁手形一札

(二九・〇×二六・三)

〔両村とも羽前国村山郡内〕

〔離縁手形一札の文字も本文と同一人の筆である〕

9 弘化二年十二月 太右衛門—なか離縁状

〔正印〕離縁一札之事

離縁一札之事

一此度おなか儀、及離縁ニ候ニ付、暇遣し申候、外々より致内縁候とも聊申分無之候、為念仍て如件

辰口村

弘化二巳年十二月

太右衛門

伊勢山村

源五郎殿

(二五・七×三一・三)

〔両村とも信濃國小県郡内〕

10 嘉永五年八月 重次郎—その再婚禁止期間つき離縁状

離縁状之事

一其方儀、先年より手前女房之處、存意ニ不叶義有之候ニ付、今般媒共立入、双方示談之上、離縁ニ相成候処相違無御座候、右取置候書付之通年限相立候上は、何方え縁組候共、聊故障無御座候、為後日離縁一札如件
嘉永五年

子八月日

重次郎爪印

おそのとの

(二八・二×二七・六)

11 安政二年四月 善五郎—千代暇状

暇状之事

一其方義、是迄熟縁ニ有之候処、拙者氣質ニ不相叶、永之暇さし遣候条、何方え成とも勝手次第縁付可被致候、為後証之暇状依て如件

安政式

松野屋

卯四月

善五郎

千代とのへ

(二九・五×二八・七)

〔備中国後月郡高屋村文書〕

12 慶応元年十月 喜太郎—みと離別状

〔^{上包}離縁一札

志通〕

離別一札之事

一其許我等双方納得之上、此度

離別致し遣し申候、向來何方へ

縁組候共、少も差構無御座、依て

離別一札差出申候処如件

慶応元年

当人

十月日

喜太郎^④

みとどの

(二四・六×三四・六)

〔武蔵国大里郡平塚新田村文書〕

13 慶応二年六月二十七日 作次郎—とみ離縁状

離縁一札之事

一其元義、此度以勝手離縁

いたし、以來何方え縁付被成候共、

我等差構一切無御座候、為後日

一札仍て如件

慶応二寅年

六月二十七日

作次郎^④

おとみどの

(二四・五×一八・五)

〔武蔵国埼玉郡四丁野村文書〕

14 慶応三年二月 常次郎—何離縁状下案

離縁一札之事

一其許義、薄縁ニ付、世話人

立入致離縁候所、

聊無相違、向後

何方え縁合候共、少も

構無之証依て如件

慶応三年 常次郎^④

字二月日

何との

(二五・三×一五・〇)

〔表題部分は破損しているが、判読可能〕

15 明治三年正月 清兵衛―お寿暇状

暇一札

一此度其元様御身ニ御心配相掛、
申分ケ無之、是ニ依て向後改心仕、尤
此義ニ付、御難題抔申間敷、為後日之
暇状依て如件

明治三年正月

お寿さま

清兵衛(瓜印)

(二六・二×二九・五)

16 明治七年 磯吉―たつ離別状

離別申一札事

一おたつ義、何方え婚入致候とも
私方にて一切申分無御座候、為後日
一札仍て如件

明治七年

おたつとの

磯

吉(瓜印)

(二五・四×一七・〇)

〔武蔵国幡羅郡内〕

17 明治九年五月 豊吉―はつ離縁状

離縁一札

其元事、不熟ニ付、離縁いたし候、
此後何方へ縁組候一切差構無之、
為後日一札差遣し候、已上

明治九年

第五月日

同村

豊吉(瓜印)

はつどの

(二三・九×一九・二)

〔中釘村は武蔵国足立郡内〕

18 明治十三年五月三十一日 寺内弥之吉―こう離縁状

離縁状之事

一其方義、我等勝手ニ付、
離別いたし候条、以
来何方へ縁付候共、決て
異乱無之、依て如件

明治十三年

五月三十一日 寺内弥之吉[㊦]

こ うとの

(二四・六×三三・七)

19 明治十四年五月五日 甚助—まさ離縁状

〔^{前題}離縁状甚助よりおまさへ、十四年五月六日〕

離縁状

貴殿事、今般不塾^(愚)ニ付、

離縁致候、然ル上は何方え

縁組致候共不苦候、勝手

タルベリ、右離縁状如件

明治十四年五月五日 甚 助[㊦]

おまさ殿

(二七・五×二〇・〇)

(十行橙色証券界紙が用いられている)

20 明治二十年旧十月 吉田勇右衛門—室田ふで忍妻離別

状

離別書通

一此女近年ヨリ拙者忍妻ニ致し居候

へ共、此度都合依り、離別致し候上ハ

何方へ縁組致し候とも小生義ニハ少シモ

差構無之、依テ如件

中郡新治村

明治二十年旧十月日

吉田勇右衛門

矢田村

室田ふでの

(二四・八×三一・八)

〔両村とも丹後国中郡〕

21 明治二十年十二月二十四日 指田友二郎—室田ふで隠

妻離別状

離別書通

一此女私シ隠妻持来ル候処、

都合依て暇差出シ、向後は

私シ方ニ置テ毛頭意存更ニ

無之、依て如件

明治廿年十二月廿四日

指田友二郎^(愚)(拇印)

斬

ふて事

(二二・四×三一・八)

一 今般家内不和合ニ付、双方示談之上、

〔印紙貼付〕
「五厘の証券印紙貼付し、墨拇印」
離別証

23 明治二十年十二月八日 聶神田金三郎―根岸みな離別証

〔二四・六×三二・八〕
〔出扱は史料20と同一〕

矢田村
室田 兵太郎殿
矢田邑
室田 ふで

明治廿一年第一月四日 指田友治郎^印

峰山泉町

一 此女拙者掛合相成候処、都合依テ暇差出シ、向後拙者置テ死去迄差構え無之、為後日加判可致ス離別依て如件

離別書通

22 明治二十一年一月四日 指田友治郎―室田ふで離別状

〔出扱は史料20と同一〕

離別候処、いつ方より縁付候ともかまい無御座候也

男衾郡本田村

明治二十年十二月八日 神田金三郎^墨(拇印)

比企郡福田村

根岸ミなどの

〔二四・四×三二・五〕

〔両村とも埼玉県内〕

24 子五月六日 文之丞―かね離縁状

離遠状之事^墨

一 此女何方え縁付候共、此方ニ差構御座なく候、并ニ持参仕候荷物残す差し送り申候、如件

倉科村

子五月六日 文之丞^印

井尻村

かね

〔両村とも甲斐国山梨郡〕

〔二〇・四×一九・八〕

離縁状之事

一此度其元事、相談之上離縁仕候ニ付、若此後縁組等ニて何方へ参候共一切構無御座候、為後日一札仍如件

作左衛門

午四月

忠右衛門

清之丞

おせい殿

(二四・五×二一・七)

(武蔵国埼玉郡四丁野村文書)

26 申二月 道良―おふゆ手間状

手間之状

一此度不縁ニ付、為手間状刀一腰相渡候上ハ、其方儀ニ付、此上何方え縁付候共、少も等閑無御座候、以上

申二月 道良(花押)

清右衛門殿内

参

(二七・〇×二七・四)

〔花押には明らかに粗悪な花押型が用いられている〕

27 閏二月十八日 文次郎―まつ離縁状

一札之事

一此度貴殿娘まつと申女、同村金右衛門殿御世話にて私妻ニ貫請候得共、無扨義致出来候ニ付、離縁いたし、然上は何方へ縁付候共、構無御座候、離別一札依て如件

閏 原ノ郷村

二月十八日

当人 文次郎(爪印)

下奈良村

吉右衛門殿

(二三・七×二二・四)

(両村とも武蔵国幡羅郡内)

28 年月日不詳 「腰折ニ付」の離縁状下案

取替証文之事

山梨郡 山梨郡 倉科下

更地組長茂兵衛殿娘
之義腰折二付、然ハ
何方え嫁し候とも
差構無御座候、為其
如斯候、以上

(一・二×一六・八)

〔出拠は史料24と同一、甲斐国山梨郡井尻村〕

29 享保十六年五月 夫婦差縫れにつき妻方訴状

乍恐口上書を以奉願上候事

一 泉村小重郎倅伊右衛門妻二、私妹五年以前差越申候所、
去戌ノ九月十六日小重郎私方え罷越候て、申方は、伊右
衛門義同村七郎右衛門方え養子ニ罷出、我等名跡は第三
之助を相立候様ニと申付候所、得心不仕候故、当五日ニ
追出シ候間、娘も其元え可相返由申二付、私申候は、当
時懐妊ニも有之難得其意候間、産後伊右衛門方より離別
之書付持添相返候様ニと申候所、先通に遣由にて九月十
八日差越申候、其後引取候様ニ申遣候得は、致扶持義不
罷成候旨申候二付、無是娘差置平産も仕、母子共ニ養育
仕候、伊右衛門儀は、右之節大坂え罷登候と申、私方え
立寄り、離別之儀存寄も候間不罷成候由断置申候、依之
奉願上候は、伊右衛門離別仕子共は引取候様ニ成共、又

は身上相極妻子共ニ引取申候共為仕候様、乍恐小重郎方
え被 仰付可被下候、右之通小重郎不埒之仕方二付、無
是悲御願申上候、御慈悲を以親子之者難義不仕候様被
仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

常州新治郡瓦谷村

享保十六辛未年五月

願人 伝五右衛門

土屋但馬守様

御役人様

〔常陸国新治郡瓦谷村文書〕

30 文化三年二月 智養子離縁返り一札(承諾書)

入置申一札之事

一 先達て私弟弥右衛門儀、其御村亦市殿方え智養子ニ差遣
申処、跡式相統相成兼申候二付、此度本郷村磯五郎殿・
白石村松之丞殿御七話ニて離縁仕候、然上ハ何方御養子
被成候共、少も相構申儀無御座候、為念入置申一札仍如
件

白石村

文化三年寅二月日

辰五郎

同村七話人

松之丞

本郷村同断

御組合 衆中
御親類

〔相模国鎌倉郡村口村文書〕

31 文政四年十一月十日 離縁証文（親子關係解消）

入置申離縁証文之事

一私儀年々商売薄く連々困窮ニ相成、甚以難法仕居候ニ付、此度国元え引込申度了簡相極メ申候得共、娘兩人有之候故、甚以難儀致し候ニ付、身分難立行御座候間、無^{御之}拋貴殿方え御引取被下候様ニ御頼申入候処、厚思召ニて御孝弁之上御承知被成下忝存候、則娘さゑ并ニみつ兩人及離縁、其上御引取被下千万忝仕合ニ存候、兩人相渡し申処実正ニ御座候、然ル上ハ私身分ニ付、何様之六ヶ數儀出来致候共、貴殿方へ少も御苦勞相懸申間敷候、為後日入置申離縁証文仍て一札如件

文政四年

巳十一月十日

久 兵 衛殿

〔相模国鎌倉郡村口村文書〕

太 助 丞

32 文政五年四月 離縁引取り女子養女証文

一札之事

一此さへと申者、私縁類之娘ニ御座候処、父親一人ニ相成日々渡世も難出来、甚以及困窮、娘兩人行末も致兼、実ニ難法仕候ニ付、無^{御之}拋私方へ親元及離縁引取申候処実正也、然ル処此度其元方へ娘ニ差遣し申候、左候へハ此者身分ニ付、何方よりも差構申もの一切無御座候、為後日入置一札仍て如件

文政五年

午四月

安 兵 衛殿

久 兵 衛^印

〔下総国匝瑳郡吉崎村文書〕

33 文政十三年七月十五日 男女執心切れにつき示談証文

為取替申議定一札之事

一別府村百姓多左衛門娘すて、仁江戸村百姓藤吉倅石松夫婦約定一件、右多左衛門より奉御訴訟、去ル六日双方御召出し御吟味御利解被 仰聞奉恐入候、双方共心得違之儀も有之、此上御吟味奉請候義恐入、城中村宿平兵衛・同村名主見習五左衛門・双方五人組・村役人共扱立入、熟談内濟仕度、右引合之儀御吟味下奉願上候処、御下被成下置候、一同難有熟談内濟仕候趣意左ニ奉申上候、

一石松儀、当三年以前子年七月中、多左衛門娘すてえ申談、夫婦約速(束)致、其節筭老本約速為証拠預り置候二付、すて貰請度扱人ヲもつて、去月廿七日多左衛門方え申遣し候処、同人不承知之趣不訊リ二付、翌廿八日夜二人自身罷越、すてえ直掛合申度処、すてえ多左衛門為合不申、多左衛門より石松五人組之者共え申聞、石松引取呉候様申聞候得とも不承知二付、多左衛門より御訴訟ニ相成、御吟味奉請候義重々奉恐入、尚又媒ヲ以掛合可申処、直掛合相越候段ハ騒ケ間敷儀御察当奉請奉恐入候旨申之、今更後悔仕、太左衛門え相詫内濟仕候、多左衛門娘すて義、石松え密通ハ不仕候得共、夫婦約速而已仕候段申之、尤多左衛門義石松得縁組之儀不承知ニ有之、存寄ニ不叶故其段ハすてより早速石松え相断可申処、打捨置候事故、此度右一件ニ相成重々奉恐入候旨申聞之、右石松方えすてより相詫、此後双方執心無之破談仕候、然上ハすて儀、何方え縁組致し候共決て差障り申間敷旨、石松より太左衛門え一札差入、且すてよりも石松方え以来執心決て相掛間敷段一札差出、右一件引合之儀扱人貰請、以来違変等無之抔取極申候、右一件二付、重願願ケ間敷義毛頭仕間敷筈旨、熟談内濟仕候、為後來為取替議定証文入置申処如件

別府村
文政十三寅年七月十五日 訴訟人 多左衛門^印

34 文政十三年七月 右一件内濟縁切り金請取書

〔城中村は常陸国河内郡、仁江戸村は下総国豊田郡内〕
〔下総国岡田郡別府村文書〕

請取申一札之事
一金三兩也

右ハ仁江戸村石松と娘すて執心一件御訴訟ニ相成、双方御召出御吟味中、城中村宿平兵衛・五左衛門立入、取嘆内濟仕候由、縁切書面之金髓二受取申候、此段右同人とも申通候、仍て一札差出し申処如件

組合 六右衛門^印
多 蔵^印
多左衛門娘 す 一^印
仁江戸村 藤吉俵 石 松^印
彌市代親類 組合 弥 市
庄左衛門^印
武兵衛^印
多郎右衛門^印
仁江戸村組頭 牛久領城中
平 兵衛^印
五左衛門^印

文政十三寅七月

城中村

宿平兵衛[㊦]

五左衛門[㊦]

別府村

多左衛門殿

〔下総国岡田郡別府村文書〕

天保貳年

卯三月

杉山村

当人のよ

同村

親類長兵衛

皆葉村

取扱人

別府村

丹治殿

〔下総国岡田郡別府村文書〕

35 天保二年三月 縁切破縁一札

差入申一札之事

一先年粟野村吉之丞と私馴合にて夫婦約定いたし、欠落浪人仕候処、其節組合・親類より引訊ニ被致、私身分之儀は杉山村親類長兵衛方へ被引取、破縁ニ罷成候処、其後吉之丞後より参り、無是非再縁と被申無抛夫婦相成居候処、又候御村又兵衛殿娘と馴合にて夫婦約定仕、私身分捨置、兩人にて逃去り候て、私身分是迄吉之丞ヨリも何れトも相方行異不申候処、此度貴殿方兩人立入、破縁ニいたし呉レ候様ニと被申候ニ付、任其意ニ則破縁ニ仕候得共、吉之丞其せつ借財金壹兩貳分御座候処、これ又貴殿方より此節髓ニ受取申候、併上ハ右女當時引訊ニいたし被下候筈ニテ破縁仕候、左たり後來之義ハ夫婦ニ罷成り申候共、其せつ之義は決て私ヨリ故障等申間鋪候筈之事、為後來之縁切破縁状一札差入申処仍て如件

36 元治元年三月

相続人離縁引取につき持参金返却ならびに見継金受取覚

覚

一先般我等次男重五郎儀、貴殿相続人ニ差遣置候所、今般双方勝手ニ付、相談之上離縁ニおよひ髓ニ引取申候処、実正ニ御座候、附ては相続人ニ相成候御、持参金貳拾五兩御返し被成、其上金五拾兩也、同人身次金として御渡被成髓ニ受取申候、然上は相互に聊申分無御座候、旁々是迄双方取引勘定合も右之趣ニ相心得候共、今度立会示談之上事柄相分り、依てハ以来取引勘定合出入毛頭無御座候、為後日受取一札差出申候、仍て如件

小菅谷村

元治元年子三月

渡内村

福嶋

新兵衛殿

〔相模国鎌倉郡渡内村文書〕

田中 作兵衛^印